

「乗務員の業務等の見直しについて 考えよう!!!」

これが新潟地本17項目の要求だ! part 2

1. 新潟支社において「早目出場(3分)」のための労働時間が3分付加されているのか明らかにすること。
2. 「早目出場の見直し」に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
3. 新潟支社において「発車看視(2分)」の労働時間が2分付加されているのか明らかにすること。
4. 「発車看視」の廃止に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
5. 新潟支社管内の各行先地の運転士の折り返し時間に発前と着後に1分の差がある理由を明らかにすること。
6. 新潟支社における「入区点検」の指導内容を明らかにすること。
7. 「入区点検」に要する作業時分を車種・編成両数による違いを含めて明らかにすること。またその時分を減じるのか明らかにすること。
8. 「点呼箇所と休養室間の移動時間」を労働時間とする場合の新潟支社の考え方を明らかにすること。
9. 「吉田において乗泊を利用し、対面点呼を行う場合」「女性車掌が吉田駅で乗泊を利用した場合」に付加される4分が設定された経緯及び4分の根拠を明らかにすること。
10. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」を設けている理由を明らかにすること。
11. 「新潟車両センターの乗泊を利用した場合における点呼時間は覚醒5分後とする」とした理由を明らかにすること。また、この記載における「覚醒」とは何か明らかにすること。
12. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」の一部見直しによりモデル時間から5分減じるのか明らかにすること。
13. 新潟支社において「帰着点呼(車掌)」についての指導及び区所別の実態を明らかにすること。
14. 新潟支社において「帰着点呼(車掌)」の作業時分を明らかにすること。またその時分を減じるのか明らかにすること。
15. 現行、車掌の出場時間の基準を明らかにすること。
16. 新潟支社の「準備時間」「折り返し時間」「整理時間」のモデル時間算出にあたり、積み上げられた作業及び労働時間を作業別に明らかにすること。
17. 新潟支社におけるモデル時間の算出方法を明らかにすること。

POINT!

本社の提案も、新潟地本の要求も細かい話しに見えるかも知れません。しかし、乗務員は列車のダイヤに合わせて分単位で働く制度になっています。点呼にも、出場するための歩く時間にも「分」単位で時間が定められ、それが積算されて賃金が計算されています。

本社は「見直す」や「廃止」、「取り扱いの変更」を提案しています。それは即ち乗務員の仕事を「見直す」「廃止する」「変更する」ということに他なりません。東日本ユニオンに加入して共により安全で働きやすい労働環境を目指しませんか？

次号から要求内容の解説! Part 3へ続く...